

北播磨総合医療センター企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例

〔平成25年2月18日〕
条例第8号

改正 平成25年9月26日 条例第14号
平成28年2月19日 条例第2号
平成28年2月19日 条例第3号
平成29年2月17日 条例第4号
令和元年9月3日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、北播磨総合医療センター企業団（以下「企業団」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(常時勤務を要する職員の給与の種類)

第2条 常時勤務を要する職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。

3 手当の種類は、管理職手当、役職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、医師手当、専門業務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(会計年度任用職員の給与の種類)

第2条の2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、医師手当、専門業務手当、特殊勤務手当、期末手当及び退職手当とする。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、医師手当、専門業務手当、特殊勤務手当及び期末手当とする。

(給料表)

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表は、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じて職務の級を設け、当該職務の級については、当該職務の級ごとの号給を設けるものとする。

3 給料表は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めるものとする。

(管理職手当)

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき企業長が指定する職にある職員に対して支給する。

(役職手当)

第5条 役職手当は、管理、監督又はこれに準ずる職制上の責任を有する職員に対して支給する。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

(地域手当)

第7条 地域手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

(1) 医師及び歯科医師である職員

(2) 前号に規定する職員のほか、企業長が定める地域において勤務する職員で企業長が特に認める職員

(住居手当)

第8条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員で企業管理規程で定めるものに対

して支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員で企業長が定めるもの（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

(時間外勤務手当)

第10条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について時間外勤務手当を支給する。

(休日勤務手当)

第11条 休日勤務手当は、北播磨総合医療センター企業団職員就業規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第8号。以下「就業規程」という。）に規定する休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜ

られた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

(夜間勤務手当)

第12条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として勤務の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)において行われる勤務に従事した職員に対して、当該勤務について支給する。

(宿日直手当)

第13条 宿日直手当は、宿日直勤務又は宅直勤務(救急呼出に備えて自宅等において待機を行うことをいう。)を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、第10条から前条までの勤務には含まれないものとする。

(医師手当)

第14条 医師手当は、医師及び歯科医師である職員に支給する。

(専門業務手当)

第15条 専門業務手当は、専門的な資格を有した職員に対して、当該資格が業務に直接役立つと企業長が認めた場合に支給する。

(特殊勤務手当)

第16条 特殊勤務手当は、職員が特殊な業務に従事し、その勤務に対する給与について特別の考慮を必要とする場合において、これを給料に組み入れることが困難又は不適當な事情があるときは、その勤務の特殊性に応じて支給する。

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、企業団の経営の状況を考慮の上、企業長が定める日(以下この条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職又は死亡した職員(企業長が定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（勤勉手当）

第18条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、企業団の経営の状況を考慮の上、企業長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職又は死亡した職員（企業長が定める職員を除く。）についても同様とする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前条第2項中「前項」とあるのは「第17条第1項」と、「支給日」とあるのは「支給日（第17条第1項に規定する企業長が定める日をいう。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（退職手当）

第19条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 退職手当の支給基準については、北播磨総合医療センター企業団の一般職の職員の退職手当に関する条例（平成25年北播磨総合医療センター企業団条例第9号）の定めるところによる。

（給与の減額）

第20条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇である場合その他その勤務しないことにつき企業長の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が部分休業（北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業等に関する規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第10号）に規定する部分休業をいう。）、介護休暇（就業規程に規定する介護休暇をいう。）又は介護時間（就業規程に規定する介護時間をいう。）その他企業管理規程で定める無給の休暇等により、企業長の承認を受けて勤務しない場合は、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（休職者の給与）

第21条 職員が休職にされたときは、その休職の期間中、企業長が定めると

ころにより、給与を支給することができる。

(専従休職者の給与)

第22条 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第23条 育児休業法第2条第1項の規定による企業長の承認を受けた職員には、その育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 第17条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(企業管理規程で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第18条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第23条の2 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、いかなる給与も支給しない。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第23条の3 地方公務員法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、いかなる給与も支給しない。

(特定の職員についての適用除外)

第24条 第10条及び第11条の規定は、第4条に規定する職にある職員には適用しない。

2 第12条の規定は、第4条に規定する職にある職員のうち企業長が定める職員以外には適用しない。

(再任用職員についての適用除外)

第25条 第6条及び第8条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年9月30日において三木市民病院又は小野市民病院に勤務していた職員で引き続きこの条例の適用を受けることとなったものの平成25年10月1日以後の給与については、企業長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則（平成25年9月26日条例第14号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成28年2月19日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（北播磨総合医療センター企業団職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）
- 2 北播磨総合医療センター企業団職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成25年北播磨総合医療センター企業団条例第8号）の一部を次のように改正する。

第23条の次に次の1条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第23条の2 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、いかなる給与も支給しない。

附 則（平成28年2月19日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 2 北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例（平成25年北播磨総合医療センター企業団条例第7号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。
第9条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。
（北播磨総合医療センター企業団職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

3 北播磨総合医療センター企業団職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成25年北播磨総合医療センター企業団条例第8号）の一部を次のように改正する。

第23条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第23条の3 地方公務員法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、いかなる給与も支給しない。

附 則（平成29年2月17日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。ただし、第2条（北播磨総合医療センター企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第2項の改正規定に限る。）の規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月3日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条、第5条及び第7条の規定は、令和元年12月14日から施行する。